

住居確保給付金 Q&A

令和3年1月15日改定（1/1省令改正）版

Q1

給与及び、収入を得る機会が個人の都合によらず減少した場合とはどんな時ですか？

A1

雇用で就業している場合は、個人の都合によらない理由（新型コロナウイルスによる休業や雇用調整等）により、勤務日数や勤務時間が減少した場合を指します。雇用以外の形態で就業している者については、本人の責めによらない理由により、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

<想定事例>

◆フリーで活動しているスポーツジムインストラクターにおいて、契約しているスポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となった。（スポーツジムのシフト表等で確認）

◆フリーで通訳をしている者において、参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となった。（イベント中止のチラシ、通訳として参加予定だったことが分かるメールの写し等で確認）

◆アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。（事業所が休業となったことが分かるHPの写し等で確認）

◆旅館業を営んでいる者において、自粛のため宿泊客からキャンセルが相次いだ。（予約キャンセルのメールの写しや電話予約の場合は予約時とキャンセル時の電話受付メモ等又は「申立書」で確認）

※自らの意思で勤務日数を減らしたり、就労時間を減らした場合は住居確保給付金の対象となりません。

Q2 「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法は
どうすればいいでしょうか？

A2

例として労働者の場合は、労働条件が確認できる契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できるシフト表等です。個人事業主の場合、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類で、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q3 雇用契約のないフリーランスなど個人事業主は支給対象になりますか？

A3

フリーランスなど個人事業主であっても、廃業届など廃業したことを確認できる場合のほか、個人の責めによらない営業日数の大幅な減少や請負契約の大幅な減少など、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる場合は、支給要件に該当すれば、支給対象者になります。また、所定の就労活動に関しては申請者の意向や状況に応じ、例えば現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応も可能です。※1

申請時はハローワークへの仮登録はお願いしていますが、現在の就業を断念していただくものではありません。（10カ月目からはハローワークを使った求職活動は必須となります。）

※1（狭山市対応方針）

- ・就労できる方が対象の制度であるため、就労能力がない方については別の制度を検討していただくこととなります。
- ・月1回の自立相談支援機関への求職活動、収入及び資産報告については必須となります。報告を怠った場合や求職活動を行わなかった場合は、報告未提出月の翌月より支給が中止されます。

※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による特別な事情等がある場合には、直ちに支給中止となるわけではないため、その状況について自立相談支援機関にご相談ください。

Q4 学生は支給対象になりますか？

A4

学生は一般的には、支給要件である「離職前に、主たる生計維持者であったこと。」や「常用就職の意欲がある者」に該当しないため、原則支給対象にならないと考えます。

ただし大学等の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程など、昼間以外の課程に通いながら常用就職を目指す場合などは、支給対象者になります。なお、夜間の大学に通っている場合であっても、学生が本業である場合は支給対象となりません。

Q5 内定取消しを受けた学生は対象となりますか？

A5

世帯生計の維持者であり、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象になります。

Q6 実家や友人宅に身を寄せているものは対象になりますか？

A6

実家や友人宅に身を寄せているものは原則として支給対象になりませんが、実家や友人宅を出て自ら居住する住宅を貸借しようとし、支給要件に該当する場合は「住居喪失者」として支給対象となります。

Q7 外国人は支給対象になりますか？

A7

支給にあたっては、いわゆる国籍条項は存在せず、日本国籍の方と同様、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象となります。

Q8 現在の住所地から、転居する予定です。申請はどちらの自治体ですれば良いですか？

A8

申請は転居予定地において行うこととなります。

(現在の住所地の自治体に相談された場合にも、制度や必要書類等の説明を受ける事は可能です。)

Q9 DVや多重債務等で住民票を新住所に移すことができない場合は、実際に居住している自治体で申請できますか？

A9

上記の理由で新住所に住民票を移すことが難しい理由がある場合には、住所に確実に住んでいることが証明できる書類

(例 新住所での公共料金の契約書や支払い領収書の写し) を持って、実際に居住している新住所の自治体で住居確保給付金の申請が可能です。なお、住所に確実に住んでいることが証明できる書類については7日以内の提出が困難である場合も考えられることから申請後、後日提出することも可能です。

Q10 住宅を店舗付き住宅として賃貸借している場合、住居確保給付金の対象となりますか？

A10

店舗付きの住宅については、支給要件に合致すれば、店舗と居住部分の家賃をそれぞれ証明できる書類の提出をもって申請することが可能です。なお居住部分の家賃のみが住居確保給付金の対象となります。

Q11 新型コロナウイルスに関連する融資などは収入や資産に算入されますか？

A11

どちらも収入・資産には算入しません。

～お問い合わせ先～

くらし・しごと支援センターさやま

(受託・運営: 狭山市社会福祉協議会)

〒350-1306

狭山市富士見1丁目1番地11号

TEL 04-2956-7669 FAX04-2956-7668

ご利用時間 月～金 8:30～17:00(祝日、年末年始を除く)